

## 6. 警察問題について

### ◇ DV被害の防止対策について

2020年度のDVの相談件数が昨年11月までの総数で13万2,355件に上り、過去最多となったことが先月、内閣府の調査で分かりました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛が影響したものと思われます。2019年度を早くも1万3千件上回り、今後膨らむ事態が懸念されます。



全国の配偶者暴力相談支援センターや、内閣府が昨年4月から始めた24時間態勢で電話やメールを受け付ける「DV相談プラス」に寄せられた相談を集計すると、20年4月～11月は毎月1万5千人件を超えました。特に5月と6月が多かったそうです。

内閣府の担当者は「自宅で過ごす時間が長くなり、ストレスや生活不安を抱えて暴力に至る事例が増えている」と分析しています。当時の橋本聖子男女共同参画担当相は「再び緊急事態宣言も発令され、状況を注視し対応を強化する必要がある」と強調していました。

そこで以下何点か質問します。まず、本県のDV事案の警察相談等の件数及び児童虐待の通告数を前年と比較して現状分析を交えお答えください。

2点目は、コロナ禍で警察や児童相談所の活動も難しさを増し、家庭内の虐待や暴力の被害が見えづらくなっている恐れがあります。より一層市町村とも連携をとり、家庭へのきめ細やかな対応に取り組む必要があると思われませんが、県警本部長の見解をお聞きします。

3点目は、DVを認定するには、警察署での受付後、対応票が必要ですが、他署管内から移動した場合、引継ぎがされず、一年に一回の認定が出来ないケースがありました。そこで伺います。県警がDV事案に対してどのような対策を行っているのか。また、被害者が避難などにより住所を移した際の警察署間の対応についてお答えください。

4点目は、県警察は、日頃よりDVの未然防止に努めていますが、DV被害者の中には、加害者との関係を断ち切れないため、長期の支援が必要になるケースも多く見られます。そこで伺います。今後は、長期的な支援に対して、県

警察の被害者支援・相談はどのような対応を行っていくのかお聞かせ下さい。

この項の最後に、虐待に対して市や児童相談所の対応は、「虐待であるかどうかの認識が不足していた」などと指摘されています。虐待に対する知識不足、児相との連携の不十分さ、医療機関や警察からの情報を重視していなかったなどの問題点もあります。社会的に孤立している人たちをどう見つけ出し、支援につなげるかは喫緊の課題に他ならず、実態の把握と支援策の検討が急がれます。県では、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員、現職の警察官、弁護士の配置等、機能強化を進めておられますが、子どもを虐待から守るためには、その業務に従事する職員ひとりひとりの相談援助などの専門性を高めていくことが重要です。

そこで知事職務代理者にお伺いします。子どもへの虐待を未然に防止するため、児相職員、市町村職員の専門性の向上にどう取り組んでいくのか、お答えください。

### 【野村警察本部長の答弁】

#### (1) コロナ禍における DV 及び児童虐待事案の現状分析について

県警察における DV 事案の警察相談等の受理件数については、年々増加傾向にありましたが、令和 2 年中については、暫定値で、2,747 件と前年と比較して 193 件減少しています。しかしながら、依然として高い数値であると認識しています。

児童虐待については、令和 2 年中に警察から児童相談所に通告した児童数は、暫定値で、5,924 人と前年と比較して 817 人増加しており、年々増加している状況にあり、過去最多となっています。

県警察としては、DV 事案については、私的な人間関係に起因する事案のため、被害の実態がつかみづらい傾向にあること、また、児童虐待については、社会的な関心の高まりにより通報が増えている等の要因もあり、今申し上げた統計数値の増減に、コロナ禍の影響があるのかどうかは、直ちに判断できる状況にはないと考えています。

#### (2) 児童虐待事案に対する県警察の対応について

子供の泣き声通報など、児童虐待が疑われる情報を認知した場合には、警察

職員が現場に臨場し、児童の身体の外傷の有無をはじめ、その安全を確認するとともに、児童や保護者等から事情聴取を行うなど、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底しています。

児童虐待のおそれがあると判断される場合には、児童相談所への通告や、必要がある場合には事件化を図るなど、的確な対応に努めているところです。

また、児童相談所等関係機関との連携については、児童虐待が疑われる情報を警察が認知した時点で、当該児童に係る過去の取り扱い状況について照会を行っているほか、必要な情報交換を実施しています。加えて平成 27 年から県の児童相談所に警察官を配置し、さらなる連携の強化を図っています。

県警察としては、コロナ禍においても各種警察活動を通じて、児童虐待事案の早期発見に努め、児童相談所等関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とした対応を図っていきます。

### (3) DV 事案への対応策について

県警察としては、DV 事案の加害者は、被害者に対する執着心や支配意識が非常に強く、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあることから、被害者等の安全確保を最優先とした対応を徹底しています。

具体的には、平成 31 年から、警察本部人身安全対策課に、24 時間体制で警察署からの事案速報の受理、警察署の支援等を行う「初動支援係」を設置し、捜査第一課をはじめ関係部署との連携を図りながら、加害者への早期警告や検挙措置、被害者等に対する保護警戒など、被害拡大及び再被害防止に向けた総合的な対策を推進しています。

県警察では、DV 事案に関しては、事案認知時からストーカー・DV 管理システムを活用しており、転居先が県内であれば、同システムにより転居先を管轄する警察署と遅滞なく情報を共有し、自治体などの関係機関とも連携を図りながら対応することとしています。また、転居先が県外であっても、同システムの情報を当該都道府県警察との間で遺漏なく確実に共有し、継続的な保護対策に努めています。

### (4) DV 事案における被害者支援、相談体制について

DV 事案に関しては、家庭内トラブルなど DV 被害者の置かれたさまざまな

立場を十分に考慮した支援や相談対応を行う必要があることから、警察本部人身安全対策課及び被害者支援・相談課等と緊密に連携を図る体制を構築しています。

具体的には、DV被害者が、経済的な理由などから加害者との関係を断ち切ることができず同居を継続する場合など、再被害のおそれが高い事案については、危険性・切迫性を判断しながら、被害者との面接や電話対応などの継続的な支援を行っています。

加えて、加害者に依存する被害者に対しては、自己の置かれている危険な状況を認識してもらうため、警察本部被害者支援・相談課に配置されている臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、被害拡大及び再被害防止に向けた総合的な対策を推進しています。

#### 【服部知事職務代理者の答弁】

##### ◆ 児童相談所や市町村の職員の専門性の向上について

県では、児童福祉司を任用する際、全員にソーシャルワークの基本や行政権限の行使等についての法定研修を実施しています。

これに加えて、警察との合同による立入調査研修を複数回実施するとともに、保護者指導方法に係る研修を、県外の専門家を招聘して行う等、県独自の研修を全ての児童福祉司が受講できる体制を構築し、専門性の向上を図っています。

「要保護児童対策地域協議会」の設置主体である市町村においても、子どもの見守りを行う職員の相談援助技術や対応能力を高めていく必要があります。このため、県では、市町村の担当職員に対し、これまで保護者等への面接技術や関係機関と連携した情報収集等に係る研修を行ってきました。

今後はこれに加え、児童相談所職員と合同で、乳幼児健診未受診者への対処方法など具体的なケースを想定した演習を実施してまいります。

こういった取り組みにより、職員の専門性を高め、虐待を見逃すことなく、子どもの安全を確保する体制の充実を図ってまいります。